

**民間建設工事標準請負契約約款（乙）
新旧対照表**

(傍線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
民間建設工事請負契約書 (略)	民間建設工事請負契約書 (略)
一～三 (略) 四 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 (削る) 五～九 (略) (略)	一～三 (略) 四 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 [注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。 五～九 (略) (略)
(請負代金内訳書及び工程表)	(請負代金内訳書及び工程表)
第二条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に、それぞれの写しを監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。	第二条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に、それぞれの写しを監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。
2 請負代金内訳書には、 <u>材料費、労務費、法定福利費</u> （建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、 <u>安全衛生経費</u> （建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの）に係る掛金を明示するものとする。 [注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。	2 請負代金内訳書には、 <u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u> を明示するものとする。
(適正な労務費の確保等)	(新設)
第二条の二（A） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項	

に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。) を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者(次号において「下請負人」という。)に支払うものとすること。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

- イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
- ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者(ハにおいて「再下請負人」という。)に支払うこと。
- ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
- ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに関する書面

〔注〕第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第二条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

(新設)

- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
 - 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
- 一 前項第一号の支払に関する書面
 - 二 前項第二号の支払に関する書面
- [注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。
- [注] 第二条の二は（A）又は（B）を使用し、使用しない場合は削除する。

(工期の変更)

第二十一条(A) 不可抗力によるとき又は正当な理由があるときは、受注者は、速やかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができる。この場合において、工期の延長日数は、受注者及び発注者が協議して定める。

(工期の変更)

第二十一条(B) 建設業法第二十条の二第二項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象が発生したとき、不可抗力によるとき又は正当な理由があるときは、受注者は、速やかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができる。この場合において、工期の延長日数は、受注者及び発注者が協議して定める。

[注] (A) 又は (B) を選択して使用する。

(請負代金額の変更)

第二十二条(A) 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求

(工期の変更)

第二十一条 不可抗力によるとき又は正当な理由があるときは、受注者は、速やかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができる。この場合において、工期の延長日数は、受注者及び発注者が協議して定める。

(新設)

(請負代金の変更)

第二十二条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求める

めることができる。

- 一 工事の追加又は変更があったとき。
- 二 工期の変更があったとき。
- 三 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- 四 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- 2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。
- 3 第一項の場合において、請負代金額の変更を求めた者は、相手方に対して協議を申し出ることができる。

(請負代金額の変更)

- 第二十二条 (B) 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
- 一 工事の追加又は変更があったとき。
 - 二 工期の変更があったとき。
 - 三 建設業法第二十条の二第二項に規定する資材の価格の高騰その他の請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したとき。
 - 四 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
 - 五 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適當でないと認められるとき。
 - 2 請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。
 - 3 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。
 - 4 第一項の場合において、請負代金額の変更を求めた者は、相手方に対して協議を申し出ることができる。
 - 5 前項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理

めることができる。

- 一 工事の追加又は変更があったとき。
 - 二 工期の変更があったとき。
 - 三 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適當でないと認められるとき。
 - 四 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適當でないと認められるとき。
 - 2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。
- (新設)

由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

[注] (A) 又は (B) を選択して使用する。

(発注者の催告によらない解除権)

第二十六条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し、直ちにこの契約の解除をすることができる。

一～十一 (略)

十二 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十三 受注者が第二十九条第一項及び第三十条第一項各号のいずれかに規定する理由がないにもかかわらず、この契約の解除を申し出たとき。

十四 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第二十六条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し、直ちにこの契約の解除をすることができる。

一～十一 (略)

(新設)

十二 受注者が第二十九条第一項及び第三十条第一項各号のいずれかに規定する理由がないにもかかわらず、この契約の解除を申し出たとき。

(新設)

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、
原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場
合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者
がこれに従わなかったとき。

2 (略)

2 (略)